

- 1 会 議 名 議会基本条例推進協議会
- 2 日 時 令和 7 年 8 月 20 日（火）
午後 1 時 30 分から午後 3 時 15 分まで
- 3 場 所 第 2 ・ 第 3 委員会室
- 4 出席議員 議員 14 名
- 5 欠席議員 須藤智子議員
- 6 事務局出席者 議会事務局長 丹羽至、同主幹 田島勝己、同主任 村瀬雄哉

7 会長あいさつ

須藤議長は他の公務で欠席する旨の連絡があったため報告をする。

8 報告事項

- (1) 各チームからの報告について（基本条例・市民参加・ICT）
（基本条例チーム）

梅村副会長：9 月定例会中か閉会後から開始したい。これまでのチーム会議はない。

（市民参加チーム）

伊藤議員：須藤議員の代理で配付資料について説明

榊谷議員：チーム会議は行っていない。子ども条例第 18 条に参加する権利を入れてある。これに基づき、小中学生とより一層交流していきたいという思いで子ども条例を配付したのかと思う。

【質疑】

梅村副会長：当日の内容についてもう少し知りたい。

谷平会長：資料に基づき説明。タブレットにも資料が入っている。

議会事務局長：教育長から資料をいただいた際に話を聞いている。授業において子ども条例を取り上げ、議員をまじえてやっていく。クラスを 3～4 名のグループに分け、その中に議員が 1 人か 2 人入る。授業の流れとしては説明と議員の紹介、各グループでのディスカッション、その後にそれぞれのグループでの評価・講評をする。さらに残り 5 分でクラス全体の評価ということで全体の振り返りを行う。クラスに入っている議員の中の代表 1 人が全体の評価を行うことになる。チーム分けは先方が提案したものであるため、まずこのグループでよいかどうか確認していただきたい。また、最後の講評を誰が行うかを事前に決めておかれたほうがよいと思う。時間割については 1～4 限目であり、1 限目は、慣れるために A グループも B グループも同じクラスに入ってもらい、2 限目以降は 1 グループに議員 1 人になるため、事前に勉強していただくことと、しっかりと生徒の話を聞いて講評していただくことが役割となる。

谷平会長：グループ分けについてこのとおりでよい。意見もないのでこの案のとおりとする。給食の割り振りについてもこれでよい。また、食べない人はいるか。

塚崎議員：給食費の負担はしないのか。

谷平会長：負担していただく。改めて請求するのでその際に支払いをお願いする。

梅村副会長：給食まで含めた理由は何かあるか。

谷平会長：一緒に食事をして和む意味が含まれていると思う。

井上議員：資料に日程の記載がないため確認であるが、9月26日午前8時集合でよろしいか。

谷平議員：8時25分来校予定のため早めに集合したほうがよいかと思ったが早すぎるか。では8時15分までに岩倉中学校へ集合してほしい。

梅村副会長：車で行ってもよい。

議会事務局長：資料について教育長と話したが、その点は聞いていない。駐車場の数は限られているため基本的に乗り合わせたほうがよいと思う。

塚崎議員：授業スケジュールの最後が気になる。議員代表1名が学級全体の講評を行うのはどのように行うのか。チームごとに別のクラスが分かれるが、最後に全クラスの講評を議員1名が代表して行うのか。

議会事務局長：学年全体の講評ではなく、各クラスの授業の終わりにそのクラス全体の講評を行うものである。

梅村副会長：1限目は議長、2時限目以降はそれぞれ議長、副議長が最後の講評を行うということでいかがか。

塚崎議員：議員は各グループに分かれる。最後にほかのチームの内容も含めて講評を行うことはできるのか。

梅村副会長：議員は自分が入ったグループ以外の内容を把握できていないのに全体講評を行うことができるのか。

堀江議員：各グループからプレゼンがある。それを聞いて総評を行うのでは。

梅村副会長：これは完全な協力事業であるため、言われたことをやるのみとし、記録についても、グループに分かれるので全員が行わないといけないのではという話が前回あったが、記録も行わないことにしてはいかがか。

谷平会長：本日はチーム長である議長もいないため、もう一度チームで話し合ってもらい、内容を伝えていただきたい。

(ICTチーム)

関戸議員：運用規約についてはこの後チームで協議して案を作成し示す予定である。注意点が4点あるためお話しする。1つ目に、通信が切断された場合、資料が見られなくなってしまうため、配付されたタブレットのみに

議案等の必要なデータを保存していただきたい。個人所有の端末にはダウンロードしないでほしい。

片岡議員：インターネットに接続していればチームズを介して議案が見られているが、ネットワークトラブル等でインターネットに接続できなくなると議案が見られなくなってしまう。それを防ぐために事前にダウンロードしておいていただきたい。そうすればインターネットに接続してなくても閲覧できる。今日、明日で会派のプリンタと貸与端末を接続し、会派のプリンタで印刷もできるようにしておく。

梅村副会長：なぜ自宅のパソコンにダウンロードしてはいけないのか。

事務局：個人所有の端末の場合は閲覧のみとしたいと思っている。セキュリティの関係によるものである。

片岡議員：当局のセキュリティ部門といろいろ話をしているが、自宅の端末からダウンロードして編集し、またアップロードを行った際、それを無害化できないと言われている。自宅の端末にセキュリティソフトが入っていない場合もある。極力リスクを減らしたい。編集したものをチームズにアップロードしたり事務局に提出したりした場合、セキュリティのリスクが上がってしまうと言われている。苦肉の策として、貸与端末に限ってダウンロード可能とした。

塚崎議員：この端末は持ち帰りできないことになっているが、持ち帰れないと困ると思う。自宅で議案書を読んで勉強して質問を組み立てることはないのか。印刷すると結局ペーパーレス化していない。

関戸議員：セキュリティに関しては行政と歩調を合わせてやっていくべきことである。行政が仕事のために持ち帰っている端末について研究して、また報告したい。

梅村副会長：セキュリティも大事だが、議会の審査も大変重要であるため、やり方を後退させないようにということも併せて総合的にやっていったほうがよいと思う。

関戸議員：もちろんそのとおりである。議会の役割はあくまでも審議・審査であるため、それは十分理解している。その中でセキュリティが重要であることも十分考えている。印刷してやる方法もひとつである。今回は一旦部分的に印刷してやっていただくことでご容赦いただきたいと思っている。2つ目に、パスワードの運用であるが、半年に1回変更して事務局に提出していただきたい。時期については決めて報告する。3つ目に、個人所有の端末では原則閲覧のみとする。印刷は貸与タブレットから会派室のプリンタで印刷できるよう今週中に設定する。議案等を印刷する際に枚数が多く事務局で印刷したいときもあると思う。事務局に1部用意するの

で、会派のカードで印刷してほしい。

塚崎議員：紙が一切なくなるという話だったので、この間、自分なりにどうしたら審議がきちんとできるか練習を積んできた。セキュリティが優先されてしまうと審議がうまくできなくなってしまうので、9月定例会はという話であれば、9月定例会はルールの制限をなくしてほしい。この9月定例会で何かが漏出する危険性はあるのか。

片岡議員：ないかもしれないし、あるかもしれない。あったときに誰が責任をとるのかという話であり、それを9月定例会のみ崩すことはできない。現状、やれる範囲でやっていくしかない。そこで不都合があるなら改善していかないといけない。やってみれば不都合は出てくると思うが、それは真摯に聞くので、言っていただきたい。

塚崎議員：執行機関から独立しているネットワークだと思うが、何がいけないのか。

片岡議員：執行機関からもらったデータを議会のネットワークに入れる。逆もある。物理的にはつながっていないが、データの受け渡しがあるため、市のセキュリティにも関わってくる。

梅村副会長：5月の議会基本条例推進協議会で配付された資料の確認事項について、進捗状況を報告していただきたい。

関戸議員：その後、ICTチーム会議を開催できていないので、この後確認して検討して報告したい。

梅村副会長：個人的に、登録するデバイスの申請が必要かどうかは早めに決めたほうがよいと思う。自宅で見えるパソコンはどうするか。また傍聴者の予算書、決算書がどうなるかについても決められたほうがよいと思う。

関戸議員：この後に慎重に決めて改めて報告する。

（２）広報委員会からの報告について

大野議員：8月5日に広報クリニックを広報委員会で受講してきた。そこで市民参加のページを作成することについてご指摘があった。議会サポーターからも議会サポーターのページを作成してはどうかという意見があったが、ページ数の都合でなかなかできなかった。9月定例会も議案が多く、決算議会で審議内容も多くなると思うため、なかなか掲載することは難しいが、12月定例会の議会だよりで掲載したい。10月の議会サポーターとの意見交換会の際に、意見掲載可能な人を聞き、その方をお願いして掲載したい。自分も片方の意見交換会しか出席しないため、正・副議長から聞いていただきたい。今後も1年に1回程度掲載していきたい。また、岩倉市議会では明朝体を使用して議会だよりを作成しているが、ほぼ全て

の議会が丸くて優しい字体で作成している。そのことについても広報委員会で検討して変更していきたい。

谷平会長：12月定例会の議会だよりには議会サポーターからの意見を掲載することとする。

(3) その他

なし

9 協議事項

(1) 岩倉市議会サポーター意見交換会について（役割分担及び内容など）

- ・出席日及び役割分担について協議し、以下のとおり決した。

10月8日（水） 梅村、片岡、大野、井上、関戸、塚崎

記録：大野 司会：谷平

10月11日（土） 鬼頭、水野、堀江、日比野、伊藤、木村、榎谷

記録：水野 司会：木村

- ・意見交換の内容については資料のとおりと決した。

(2) 議会報告会について（チラシ、内容及び役割分担など）

谷平会長：資料に基づき説明

大野議員：事務事業・補助金等の適正化の検討のパブリックコメントが終わった後に行うと内容が重複するので大丈夫なのか疑問である。パブリックコメントの時期を聞いていなかったのでは仕方ないと思うが、どのように取り扱うか当局と調整しないといけないのではないかと懸念する。

梅村副会長：今日の全員協議会の報告を受けて、決算報告を行うよりも、今日の報告について敢えてもう一度意見交換して議会独自の意見をつくってもいいかと思った。今日出てきた資料をもとに、決算議会ですら本当に効果が出ていないものを深掘りして議会は議会で出てきたものが本当に必要ないか、議会なりに意見をまとめて報告して市民の皆さんと共有しながら3月定例会の予算計上に意見を出してはどうかと思った。逆に残さないといけないものもあるかもしれない。当局は当局でまとめたが、議会は議会として別で行ってもよいかとも思う。

大野議員：敢えて議会として市民に聞く機会を設けるということを当局と議長で話し合って調整しておいてもらいたい。

梅村副会長：執行機関と調整しながら、議会は議会の意見作成に向けてやってもいいと思う。パブリックコメントを終えてから敢えて聞くのはどうかという意見もあるかもしれないが、議会は議会ですら新年度予算に向けて

の意見を聞いていかないといけないので、間違いではないと思う。とにかく今回は縮減、削減、改善の事業に絞って報告させていただく会にするということで進めたい。報告内容や報告者は財務常任委員会委員長と話し合って決めていきたい。財務常任委員会協議会を開催するか、議会基本条例推進協議会でまとめることになると思うが、状況を見ながら進める。会場は生涯学習センター研修室 1 である。

事務局：研修室 2 の予約が既に入っていたため研修室 1 のみとした。市民周知は広報 10 月号を考えている。議会だよりでの周知は次回が 11 月号となるため間に合わない。現在事務局で原案を作成しており、開催日時と場所、テーマ「決算の現状と今後について」で作成している。テーマについて意見があればいただきたい。

梅村副会長：「無駄」という表現について執行機関側がどう捉えるか気にしている。インパクト重視でそのようにしたが、もしかしたら「スリム化」等の柔らかい表現に変更するかもしれない。テーマの表現についてご意見を聞きたい。

（「いいのではないか」と発言する者あり）

梅村副会長：意見を参考にする。テーマは正副会長に一任してほしい。

・当日の役割分担について協議し以下のとおり決定した。

司会：榊谷 記録：堀江 受付：大野、塚崎 マイク：伊藤

谷平会長：議会からの報告者については財務常任委員会委員長に依頼したいと考えているが、後ほど相談する。

（３）議会主催の講演会について

谷平会長：資料はない。講演会について意見があれば発言いただきたい。

塚崎議員：近年は公開で市民も参加することが多かったが、議員の研修でもよいか。

梅村副会長：議会基本条例検証特別委員会で法制執務の研修を行ったほうがよいという意見が出ていた。民間で良い講師がいれば議員向けの研修を行ってはどうかと思う。他にやりたいテーマがあれば話し合いたい。職員は余裕がなく講師を依頼するのは難しい状況である。

塚崎議員：私もぜひ勉強したい。

梅村副会長：落語家の議会サポーターがいるので、落語の講演をしてもらい、話し方のスキルを身につけることをテーマとするという案も事前打ち合わせで出ていた。

大野議員：防災関係で、珠洲市や輪島市の職員や市長に来ていただいて話を聞くと市民に喜ばれるのではないか。

谷平会長：議長及び副会長と相談して決めていきたい。

（４）岩倉市議会傍聴規則の一部改正について

梅村副会長：昨年２月頃に議会運営委員会では報告したが、標準市議会の傍聴規則が変わった。そのため、岩倉市も変更してはいかがか。岩倉市議会傍聴規則は、議会基本条例ができて、全員で見直しを行っている。傍聴規則は全員が理解してつくり上げたほうがよいと思ったため、議会基本条例推進協議会の議題として扱っていききたい。ここで扱うのであれば、次回から内容を検討したい。本日はその件について諮りたい。判断のために標準市議会傍聴規則の対照表を配付した。岩倉市の傍聴規則は独自であるため、それを続けるかという議論もある。傍聴する際に本来氏名や住所を記載する議会も多いが、岩倉市はそういったことが一切必要ない。また、傍聴者の写真撮影や録画も認めている。そういったところをどうしていくか、全員で決めていったほうがよいと思う。意見があればお願いします。

塚崎議員：現状で何か不都合や問題が発生しているのか。

梅村副会長：今のところ大きな問題は起きていない。無記名にした際もいろいろな議論はあったが、特に何も起きていない。コロナ禍では名前を書いてももらったり定員を減らしたりしたが、そういったことができるような規則にしておくことも考えられる。新しい標準会議規則の第１０条にそういった規定がある。

塚崎議員：自分は議員になる前から傍聴に来ていたため、現状のままでよいと思う。手続きは増えない方がよい。

梅村副会長：そういった意見を出し合って次回からここで議論してよいかという意味である。

木村議員：この傍聴規則を決めた際もいろいろな意見があったが、これで行ってみようということで行っている。再確認する意味も含めて全員でこの場で議論していくことが適していると思う。

谷平会長：次回の議会基本条例推進協議会から協議することとする。資料に目を通しておいていただきたい。

（５）今後の日程確認について

谷平会長：資料に基づき説明

防災訓練には防災服とヘルメットを着用して参加してほしい。９月中に議長が防災会議に参加するため、何を行うかについては後日議長から話があると思う。当日までに内容についてどこかで協議できるよう議長に伝えておく。

梅村副会長：防災訓練についてなぜ全員で話さないといけないかというと、消防団や地元から参加する議員は議会で何かやるなら議会を優先するが、そうでない場合は違う方面で参加する場合もあり、兼ね合いを検討する必要がある。ある程度内容は早く知りたいというところである。防災訓練のやり方も変わってきているのでそんな必要もないのかもしれないが、情報をお願いしたい。

谷平会長：今回から議会として防災訓練に参加することは決定している。

（６）その他

塚崎議員：今後タブレットを使用して議会が進んでいく。岩倉市議会では情報公開ナンバーワンを目指しているが、貸与端末に入っているデータは情報公開の対象になるという認識で問題ないか。例えばインターネットの閲覧履歴が情報公開請求された場合、貸与端末は議員個人の持ち物ではないため、情報公開の対象だと認識して使用していけばよいか。確認したい。

（発言する者あり）

塚崎議員：今の話だと、議案の中でメモした内容も情報開示請求されたら公開対象となるということである。別の紙に書けばよいが、貸与端末の中で作業を完結しようとする、公開を前提として作業していったほうがよいと確認した。

水野議員：一定の制限はあるかと思う。例えば、請願や陳情で、請願者や陳情者の非常に個人的な事情をメモした場合、それを情報公開請求された際に公開するかというと、その部分は黒塗りされると思う。全て公開されるということではないと考える。

塚崎議員：一般質問の原稿をこの端末で作成していたらそれも公開対象となるし、一般質問に必要な資料をこの端末で管理していたらそれも公開対象となる。

１０ その他

（令和７年度岩倉市議会サポーターの内訳について）

事務局：資料に基づき説明

（今後の予定について）

谷平会長：次回は９月の全員協議会開催日に開催する。９月２６日に岩倉中学校へ行く際には、配付した子ども条例の資料を持参してほしい。